

行政情報

歴史まちづくり法に基づく取組と今後の展開

酒井 隆行

歴史まちづくり法は、地域の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、その維持・向上を図ることを目的に制定された。

本稿では、法施行から7年が経過した歴史まちづくり法について、その概要や支援制度、歴史的風致を構成する重要な要素の一つである歴史的建造物の整備事例とともに、今後の展開について紹介する。

キーワード：歴史的風致、歴史的建造物、復元、改修、修理

1. 歴史まちづくり法の目的

歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号））は、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体的となって形成してきた良好な市街地の環境」を「歴史的風致」と定義し（図-1）、この歴史的風致について、維持するだけでなく、歴史的建造物の復元、修理等の手法により、積極的に向上させることを目的に制定された。

2. 歴史まちづくり法の概要

我が国固有の伝統的文化を反映する貴重な歴史的風致について、地域のみならず国家的な観点から次世代に継承を図っていく必要があることから、歴史まちづくり法では、国指定・選定文化財を中心とする歴史的風致の維持及び向上について市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、認定を受けた計画に基づき、特例措置や各種事業により認定都市の取組を支援する仕組みとなっている（図-2）。

特に、歴史まちづくり法第2条第2項に基づく重点

歴史的風致

1. 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した「人々の活動」＝人々の営み



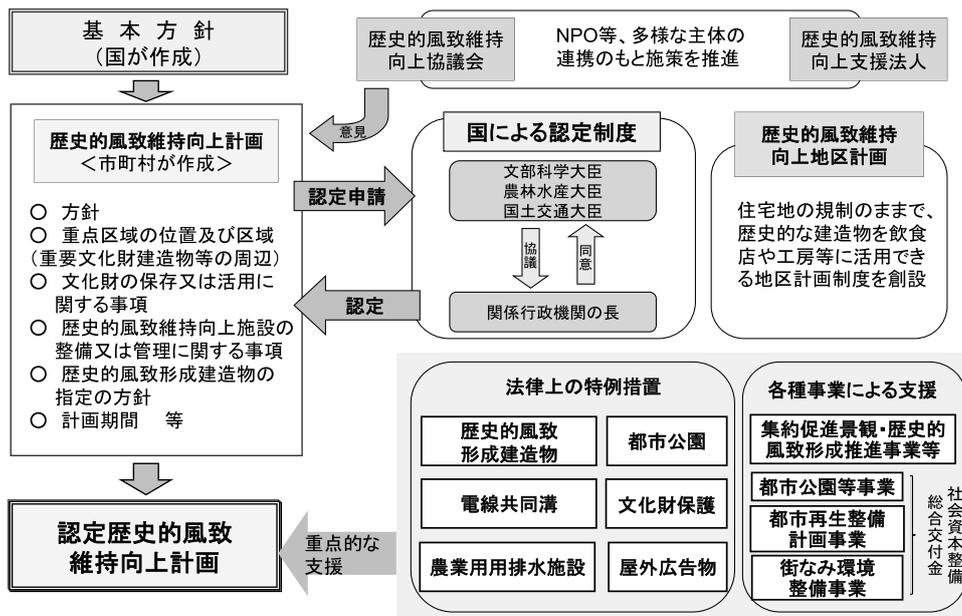
2. その活動が行われる「歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地」

一体となって形成された良好な市街地の環境

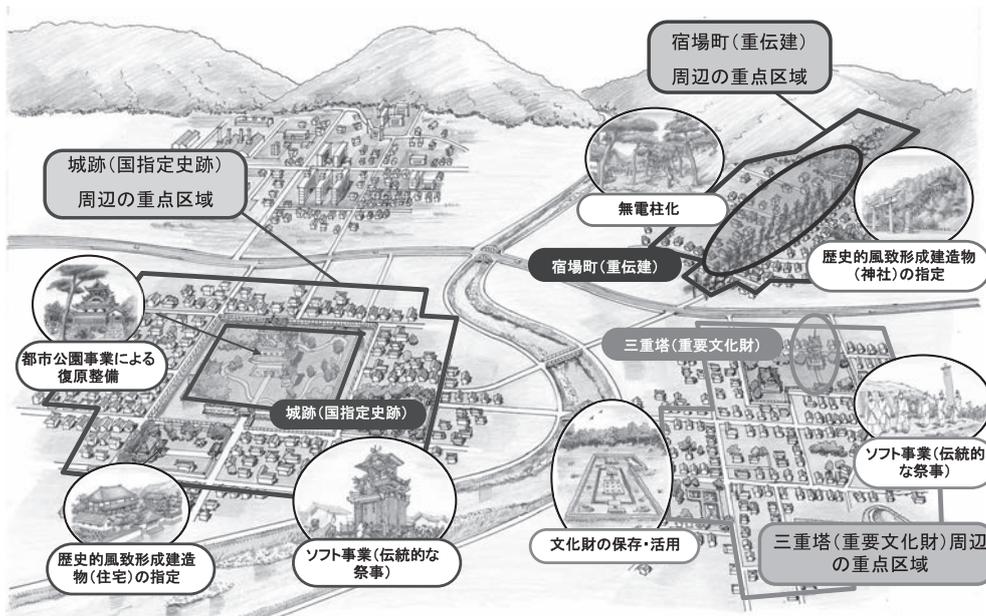


三町伝統的建造物群保存地区と高山祭（岐阜県高山市）

図-1 「歴史的風致」の概念図及び具体例



図一 2 歴史まちづくり法の概要図



図一 3 重点区域のイメージ図

区域は、重要文化財建造物や史跡等の用に供される土地、重要伝統的建造物群保存地区内の土地及びその周辺で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが必要な区域であり、歴史的風致維持向上計画の策定時には必ず設定することとなっている（図一 3）。

3. 歴史的風致維持向上計画に基づく支援とその整備事例

国は、認定された歴史的風致維持向上計画に基づく事業について、表一 1 に示す交付金等により、歴史

的まちなみの形成等を支援している。

これらの支援策を活用しながら、歴史的建造物の復元、改修等について全国で取り組まれているところであるが、ここでは歴史上価値の高い城門を復元した石川県金沢市、土木学会選奨土木遺産等に選定された堰の改修を行っている群馬県甘楽町、震災による被害からの復興に取り組む茨城県桜川市の3市町における取組を紹介する。

(1) 石川県金沢市

金沢市歴史的風致維持向上計画は、金沢城跡を舞台に展開される薪能や加賀鳶などの伝統行事と、ひがし

表一 1 歴史的風致維持向上計画に基づく主な支援策

支援策	概要	計画認定による効果等
(1) 社会資本整備総合交付金		
(a) 街なみ環境整備事業	公共施設の整備や住宅等の修景施設の整備、電線の地中化等により、良好な街なみの維持・再生を支援する。	歴史的風致形成建造物（※）の買取、移設、修理、復原が補助対象に追加される。
(b) 都市公園等事業	地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園等の整備を支援する。	古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものが補助対象に追加される。
(c) 都市再生整備計画事業	地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援する。	交付率の上限が40%から45%へ嵩上げされるとともに、電線電柱類移設等が基幹事業に追加される。
(2) 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業	集約型都市構造への転換促進に資する事業として、歴史的風致形成を促進する取組を支援する。	歴史的風致形成建造物（※）の買取、移設、修理、復元が補助対象に追加される。
(3) 歴史的風致活用国際観光支援事業	広域観光周遊ルートを形成する歴史的風致維持向上計画の認定都市における訪日外国人の受入環境整備を総合的に支援する。	案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象となる。

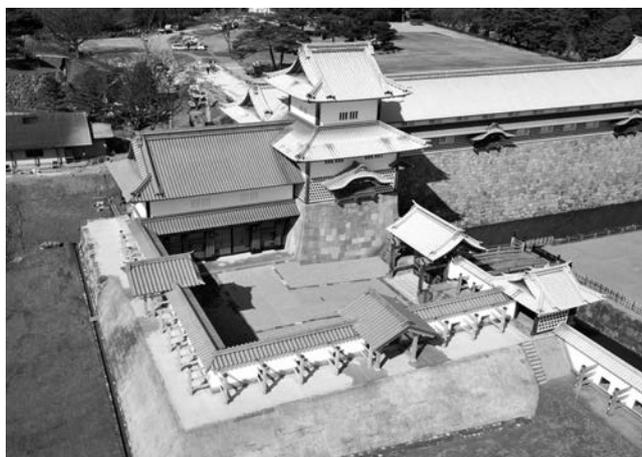
※歴史的風致形成建造物

歴史まちづくり法第12条第1項の規定により、市町村は、重点区域内の歴史的な建造物であって保全を図る必要があると認められるものを歴史的風致形成建造物として指定できる。

茶屋街などの歴史的建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成している状況等を歴史的風致とし、平成21年1月に国の認定を受けた。

重点区域内の金沢城公園は、特別名勝の兼六園と並び石川県の歴史・文化・伝統を継承する象徴であり、特に園内の金沢城跡、石川門はそれぞれ、国の史跡、重要文化財に指定されている。

金沢城公園の歴史的資産としての価値を一層高め、永く後世に引き継ぐため、平成18年より金沢城石川門の保存修理が行われるとともに、河北門と橋爪門の復元が進められた。橋爪門が平成27年3月に完成したことにより、明治期に焼失して以来134年ぶりに金沢城三御門が往事の姿を取り戻している（写真一）。



写真一 1 復元された金沢城橋爪門

(2) 群馬県甘楽町

甘楽町歴史的風致維持向上計画は、400年以上前に開削され、現在も生活用水などに利用されている雄川堰が住民の生活に溶け込み小幡城下のまちなみと一体となって良好な市街地の環境を形成している状況等を歴史的風致とし、平成22年3月に国の認定を受けた。

甘楽町の歴史的風致の中心となっている雄川堰は、自然石を積み重ねた構造の用水路で、適切に保全されてきたこともあり、土木学会選奨土木遺産や、国際かんがい排水委員会が認定・登録するかんがい施設遺産に選定されている。

武家屋敷地区における雄川堰（大堰）の石積を調査した結果、補修が必要な箇所が確認されたため、改修等が進められている（写真二）。また、網目状に張り巡らされている雄川堰の小堰については、技術的にも価値の高いものであるが、大堰と比べると認知度が低い状況にあったため、大学の構造・デザイン研究室との連携による改修現場の見学等が継続的に行われ、地域住民の見学者も増えるなど、関心が高まっている（写真三）。

(3) 茨城県桜川市

桜川市歴史的風致維持向上計画は、中世にこの地を治めた真壁氏の築いた城跡やこれと一体となったまちなみが残されており、ここを舞台に実施される祇園祭や、脈々と続く商いなどが、良好な市街地の環境を形成している状況等を歴史的風致とし、平成21年3月



写真—2 雄川堰（大堰）



写真—3 雄川堰（小堰）

に国の認定を受けた。また、市内の真壁地区には約100棟の登録文化財が存在し、幕末から明治期の重厚な見世蔵や土蔵、大正から昭和初期の町家や洋風建築が残されていたこともあり、平成22年6月には重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

選定直後の平成23年3月の東日本大震災により、伝統的建造物の9割以上に被害が発生したことから、指定文化財や登録文化財の災害復旧が進められている。また、平成24年には一般社団法人茨城県建築士会において、被災した歴史的建造物の修理を通じた専門技術者の育成手法検討調査が実施され、現在も建築士をはじめ地元住民や高校生、大学生、行政関係者による伝統的工法についてのワークショップなどが開催



写真—4 伝統工法についてのワークショップ

されており、歴史的なまちなみの形成に関する取組が活発になっている（写真—4）。

4. 観光への活用

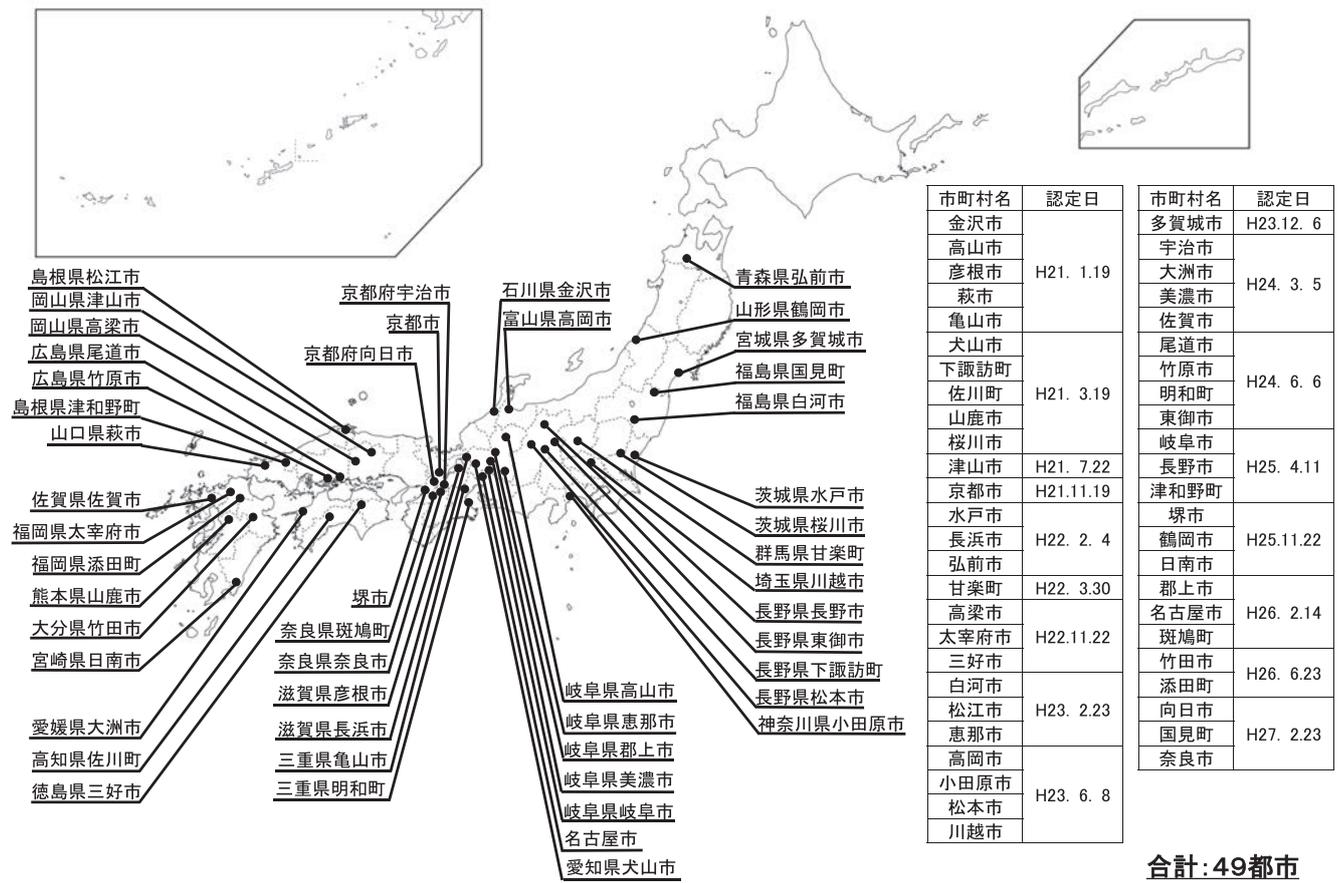
歴史まちづくり法に基づく取組により、文化財や歴史的建造物等の保全が進められ、そこで行われる地域の歴史と伝統を反映した人々の活動も活性化しているところではあるが、これらの取組は、各都市における観光面などでも効果を示し始めている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、政府としては、観光立国実現に向けたアクション・プログラムを策定するなど、訪日外国人旅行者数の受入環境整備を加速し、「2000万人時代」の早期実現を図ることとしている。

「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」においては、特に好調なインバウンド観光の効果を地方の隅々にまで行きわたらせることができるよう、広域観光周遊ルートの形成等の推進がうたわれており、その取組の一環として、本年度、前述の表—1に示した「歴史的風致活用国際観光支援事業」を創設するなどしている。

5. 今後の展開

平成27年3月末現在、49市町村が策定した歴史的風致維持向上計画が認定されている（図—4）が、認定を受けた市町村は、その計画策定過程において、国の指定の有無にかかわらず、市町村全体に眠る歴史的資産を掘り起こす作業に長い時間をかけている。この作業により、指定・選定文化財などこれまで認知されてきた歴史的な資産だけでなく、市町村として改めて



図一 4 歴史的風致維持向上計画認定都市位置図

価値を再発見した建造物、あるいはそれらの周辺の歴史的まちなみの形成まで含め、その価値が市町村、あるいはそこに住む方々に再認識されている。

計画策定の過程で発見された価値が、住む方々のためのまちづくりのみならず、観光でその街を訪れる人のための取組としても十分に活用されるよう、「歴史まちづくり」をさらに裾野の広い取組としていきたい。

J|C|M|A

[筆者紹介]



酒井 隆行 (さかい たかゆき)
 国土交通省
 都市局 公園緑地・景観課
 景観・歴史文化環境整備室
 歴史文化係長